

ご契約中のお客さまへ

日頃は、大多喜ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
平成29年3月31日時点で一般ガス供給約款及び以下の選択約款にご加入いただいているお客さまにつきましては、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、平成29年4月以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。なお、**料金単価表の変更はございません。**また、**下記変更内容をご承諾いただき、平成29年4月以降も引き続き大多喜ガスとご契約いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**

対象契約種別

一般ガス供給約款

選択約款【家庭用ガス温水床暖房契約(ひだまりII)、家庭用コージェネレーションシステム契約、業務用契約、ガス空調A契約、ガス空調B契約、ガス空調C契約、デマンドA契約、デマンドB契約、輸送向け圧縮天然ガス用A契約、蒸気ボイラー専用契約】

変更のポイント

- ①他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定しました。
- ②ご契約種別またはご契約先のいかにかわらず、ガス工事を申し込む方は、当社が定める「ガス工事約款」に基づき、当社に申し込んでいただきます。
- ③当社は、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます(期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします)。
- ④各種約款の変更(契約期間の延伸を含みます)の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。
- ⑤その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更しています。
※変更後の供給条件(約款)は当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください(約款を書面でご希望のお客さまは、当社へご連絡ください)。
※**上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**
変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成29年3月31日までに、当社へご連絡ください(お客さまは、変更内容に異議がある場合、解約することができます)。

